

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令
令和 2年 1月28日政令第11号

改正：令和 2年 1月31日政令第22号（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の一部を改正する政令）

改正前	改正後
-附則-	
施行日：令和 2年 2月 1日	
<p>(施行期日)</p> <p>1 この政令は、公布の日から起算して十日を経過した日〔令和二年二月七日〕から施行する。</p> <p>(この政令の失効)</p> <p>2 この政令は、第二条に規定する期間の末日限り、その効力を失う。ただし、その時までにした行為に対する罰則の適用及びその時までに第三条において準用する法第五十七条（第四号から第六号までを除く。）若しくは第五十八条（第八号、第九号、第十一号、第十三号及び第十四号を除く。）の規定により支弁する費用、第三条において準用する法第五十九条若しくは第六十一条第二項若しくは第三項の規定により負担する負担金又は第三条において準用する法第六十三条の規定により徴収することができる実費については、この政令は、その時以後も、なおその効力を有する。</p>	<p>(施行期日)</p> <p>1 この政令は、公布の日から起算して四日を経過した日〔令和二年二月一日〕から施行する。</p> <p>(この政令の失効)</p> <p>2 この政令は、第二条に規定する期間の末日限り、その効力を失う。ただし、その時までにした行為に対する罰則の適用及びその時までに第三条において準用する法第五十七条（第四号から第六号までを除く。）若しくは第五十八条（第八号、第九号、第十一号、第十三号及び第十四号を除く。）の規定により支弁する費用、第三条において準用する法第五十九条若しくは第六十一条第二項若しくは第三項の規定により負担する負担金又は第三条において準用する法第六十三条の規定により徴収することができる実費については、この政令は、その時以後も、なおその効力を有する。</p>
-改正法・附則・題名- ～令和 2年 1月31日 政令 第22号～	
施行日：令和 2年 2月 1日	
◆追加◆	附 則（令和二・一・三一政二二）
-改正法・附則- ～令和 2年 1月31日 政令 第22号～	
施行日：令和 2年 2月 1日	
◆追加◆	この政令は、公布の日から施行する。
